

体育館使用料

(単位：円)

区分			使用料（1時間当たり）	
			使用可能時間 8:30～22:00	
専用利用	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料	10,000
			無料	2,000
		練習	全面	1,800
	半面		900	
	1/3面		600	
	上記以外に利用する場合		集会、講演会等営利目的以外に利用する場合	5,400
興業、展示催物等営利目的に利用する場合			11,700	
個人利用	一般		2時間につき	200
	高校生		2時間につき	150
	中学生以下		2時間につき	100

相撲場使用料

(単位：円)

区分		使用料（1時間当たり）		
		使用可能時間 8:30～22:00		
専用利用		350		
個人利用	一般		2時間につき	200
	高校生		2時間につき	150
	中学生以下		2時間につき	100

剣道場、柔道場及び弓道場（師範室を含む。）使

(単位：円)

区分		使用料（1時間当たり）		
		使用可能時間 8:30～22:00		
専用利用		600		
個人利用	一般		2時間につき	200
	高校生		2時間につき	150
	中学生以下		2時間につき	100

小アリーナ・ライフル射撃場使用料

(単位：円)

区分		使用料（1時間当たり）		
		使用可能時間 8:30～22:00		
専用利用		350		
個人利用	一般		2時間につき	200
	高校生		2時間につき	150
	中学生以下		2時間につき	100

大屋根広場使用料

(単位：円)

区分		使用料（1時間当たり）
		使用可能時間 8:30～22:00
専用利用	全面	750
	半面	400
個人利用	一般	2時間につき 200
	高校生	2時間につき 150
	中学生以下	2時間につき 100
照明設備利用		250

トレーニング室、会議室及び和室使用料

(単位：円)

区分			使用料（1時間当たり）
			使用可能時間 8:30～22:00
トレーニング室	専用利用		1,000
	個人利用	一般	2時間につき 200
		高校生	2時間につき 150
会議室	会議等		400
和室	会議等		300

個人利用回数券（11枚綴り）

(単位：円)

一般	市内	2,000
	市外	3,000
高校生	市内	1,500
	市外	2,250
中学生以下	市内	1,000
	市外	1,500

大野市明治公園テニスコート使用料

(単位：円)

区分	使用料（1時間当たり）
専用利用（1コート）	400
照明設備（1コート）	250

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 利用者がアマチュアスポーツ以外に利用し、入場料（招待券又は整理券を含む。）を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる金額の5倍とする。
- 3 利用者が体育館を除く施設を、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合の使用料は、この表に掲げる金額に次に定める率を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 利用者が市内に住所又は事務所を有する場合 5割
 - (2) 利用者が市外に住所又は事務所を有する場合 10割
- 4 利用者が市外に住所又は事務所を有する場合は、この表に掲げる金額の5割に相当する額を加算する。
- 5 冷房又は暖房を利用する場合は、体育館にあつては1時間当たり500円を、会議室及び和室にあつてはこの表に掲げる金額の1割に相当する額を、師範室にあつては1時間当たり100円を、トレーニング室にあつては1回の利用につき50円を加算する。
- 6 照明設備の使用料については、大野市公共施設使用料減免規則（平成元年規則第26号）第2条第2項の免除及び第3条第1項の減額に関する規定は適用しない。
- 7 利用者が体育館ランニングコースのみを利用する場合、使用料は無料とする。